

< 付属資料 >

用語解説集	・・・・・・・・・・	1
高水協議会会員名簿	・・・・・・・・・・	9
・ 洪水確率ワーキンググループ会員名簿		
・ 起草ワーキンググループ会員名簿		
高水協議会及びワーキンググループの開催状況	・・・・・・・・・・	11
高水協議会設置の経緯	・・・・・・・・・・	15
高水協議会設置要綱及び運営要領	・・・・・・・・・・	16
今までの手法への問題提起(中間報告書)		

用語解説集

高水協議会での検討・研究を行うにあたって苦労したことのひとつは、聞き慣れなく、意味・定義の難しい用語が多数出てくるということであった。

「基本高水」などの用語や、それらを解説する河川砂防技術基準等での記述は、もともと技術者を対象としているものなので、専門的で当然といった意見がある一方で、住民を遠ざけるために難解な用語を使っているのではないかといった意見もある。

高水協議会において、会員相互が議論を行う中で、共通の認識となったものや、学び得た用語等を、技術者や専門家向けの注釈とは異なるが、住民にとってわかり易くという観点でいくつかについて説明を加え、「用語解説集」としてまとめた。

「脱ダム」宣言(だつだむせんげん)

平成 13 年(2001 年)2 月 20 日 田中康夫前長野県知事が発表した宣言。

この宣言では、

数百億円を投じて建設されるコンクリートのダムは、看過し得ぬ負荷を地球環境へと与えてしまう。

国からの手厚い金銭的補助が保証されているから、との安易な理由でダム建設を選択すべきではない。

河川改修費用がダム建設より多額になろうとも、100 年、200 年先の我々の子孫に残す資産としての河川・湖沼の価値を重視したい。

長期的な視点に立てば、日本の背骨に位置し、数多(あまた)の水源を擁する長野県に於いては出来得る限り、コンクリートのダムを造るべきではない。

として、下諏訪ダムに関しては、未だ着工段階になく、治水・利水共にダムに拠らなくても対応は可能であると考え、下諏訪ダム計画は中止するとしたもの。

諮問9 河川(しもんきゅうかせん)

長野県治水・利水ダム等検討委員会に対し、長野県が総合的な治水・利水対策について調査・審議を諮問した河川は、当時ダム計画のあった 9 つの一級河川であったことから「諮問 9 河川」と呼んでいる。平成 15 年(2003 年)6 月までに 9 河川すべてについて、答申が行われている。

[9 河川と関係する市町村]

浅川(長野市、小布施町)、 砥川(下諏訪町、岡谷市)、 上川(諏訪市、茅野市、富士見町、原村)、 黒沢川(安曇野市、松本市)、 薄川(松本市)、 郷土沢川(豊丘村)、 角間川(中野市、山ノ内町)、 駒沢川(辰野町)、 清川(飯山市)

長野県治水・利水ダム等検討委員会(ながのけんちすい・りすいだむとうけんとういいんかい)

田中前知事の「『脱ダム』宣言」の中で、突然下諏訪ダム計画(砥川)が中止されたことは、地元住民の意見を十分に反映されたものとは言えない・という理由から、長野県議会議員提案による「長野県治水・利水ダム等検討委員会条例」(平成13年(2001年)3月26日)に基づき、平成15年(2003年)6月25日に設置された委員会。なお、議員提案の政策条例(福祉のまちづくり条例などの政策を規定する条例)は42年ぶりであったと言われている。

検討委員会は、平成13年(2001年)6月から平成15年(2003年)6月までに32回開催され、ダム事業計画のあった県内9河川(諮問9河川)の総合的な治水・利水対策に関する事項について調査審議され、河川毎の答申を知事へ提出した。

検討委員会では、薄川と清川を除く7河川に部会を置き、委員長が指名する検討委員のほか、学識経験者、河川流域に係る関係行政機関の職員のほか、河川流域に係る住民も公募・選考によって委員として参加し、調査審議を行った(平成13年(2001年)11月から平成15年(2003年)3月までに92回開催・他に住民から意見を聞く公聴会を11回開催)。

住民が参加して治水・利水対策の議論を行うことは画期的なことであり、これを契機に流域協議会、高水協議会という住民参加の流れが始まった。

流域協議会(りゅういききょうぎかい)

長野県治水・利水ダム等検討委員会からの「治水・利水対策の実現にあたっては、流域協議会を設置して行政と住民が連携して、より良い対策となるよう努力すること」という答申を発端として、諮問9河川の治水・利水対策について、住民と行政がともに考えていくことを目的に設置されたもの。

平成16年(2004年)3月までに諮問9河川全てにおいて発足し、現在も審議が行われている。会員は当該河川流域に係る市町村に 居住する者、 財産を有する者、 通勤・通学している者とし、入会及び脱会は随時としている。

本協議会は、行政からの「諮問」及びそれに対する「答申」を行う(条例に基づく)審議会や、河川法第16条の2第3項で定められた学識経験者の意見聴取の場として設置される「流域委員会」、「有識者会議」等とは異なり、流域住民と行政が対等な立場で治水・利水について議論を行うために設けた長野県独自のスタイルである。

高水協議会(たかみずきょうぎかい)

流域協議会会員からの要望を受け、流域協議会の共通課題である基本高水流量について、検討・研究を行うことを目的に平成17年(2005年)9月に設置された。会員を流域協議会会員から公募し、選考された20名(現在18名)で構成され、合理的な基本高水の決定方法や現行基本高水流量の検証及び治水計画のあり方等、基本高水を中心に据えて、それを取り巻く様々な課題について議論が行われた。

河川砂防技術基準(かせんさぼうぎじゅつきじゅん)

河川等に係わる技術的事項についての標準を定めたもの。

昭和 33 年(1958 年)に初めて制定されて以来、その時々における技術水準の変化や、法令の改正等にもない、数回にわたり改定されている。昭和 51 年(1976 年)の改定から「河川砂防技術基準(案)」と(案)が付いたが、計画編(調査編、設計編など、全 4 編からなっている。)については、平成 16 年(2004 年)の改正で「河川砂防技術基準計画編」となり(案)がとれた。

中小河川計画の手引き(案)(ちゅうしょうかせんけいかくのでびき(あん))

河川砂防技術基準などは大河川を対象としており、中小河川には適用しにくいことを受けて、中小河川における河川計画の技術指針案として平成 11 年(1999 年)9 月に発行されたもの。

基本高水(きほんたかみず)

基本高水は、ダムや遊水地など人工的な施設で洪水調節が行われていない状態で流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川を流れる水の量(流量)のこと。

基本高水流量が河川の流下能力より大きいと川から水が溢れてしまう。このため、河道の改修やダムや遊水地などの洪水調節施設が必要とされている。

「基本高水」と「基本高水流量」は異なる意味を持つ。基本高水は、時間の経過とともに流量が変化するグラフ(ハイドログラフ)を指し、基本高水流量は、そのグラフの中で流量が最大となる点を指す(基本高水のピーク流量という)。ちなみに時間と雨量の関係を示すグラフをハイトグラフという。

浅川の基本高水流量は「450m³/s」である。基本高水流量は点であるため、「毎秒 450 立方メートル」という表現より、「450 立方メートル パー セカンド」、単に「450 立方メートル」という読み方の方が適正と言える。なお、通常は単に「450 トン」と呼ばれることが多い。

カバー率(かばーりつ)

基本高水流量が、ハイドログラフ群のピーク流量をどれだけ充足するか検討した場合の、その充足度をいう。

平成 16 年(2004 年)に改定された河川砂防技術基準では、カバー率の実績(60~80%)があたかも基本高水決定の根拠の一つであるかのように誤解されているとの理由から、カバー率の記述は削除された。

しかし、中小河川計画の手引き(案)では、「一般には計画降雨量の確率のみを計画規模に設定した場合、計算された流量値が異常なものを含む可能性があるため、カバー率という概念を導入せざるを得ない。」として、カバー率の概念が導入されている。

洪水防御計画規模(こうずいぼうぎょけいかくきば)

洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合いを表すもので、この計画の目標とする値である。川毎に河川管理者(諮問 9 河川は長野県)が決定する。すなわち、計画規模が 1/100 というのは、平均して 100 年に一度の割合で発生する洪水流量を目標に整備することをいう。

また、その値は洪水に対する安全の度合いを表すものであることから、洪水防御計画規模と治水安全度(後の項目で説明)の値は、どちらも同じと解釈される。

ところが、洪水防御計画規模は、一般には、資料がそろっていて取り扱いが容易な降雨量の年超過確率(後の項目で説明)で評価されるが、治水安全度は、洪水の起こりやすさ(洪水のピーク流量の年超過確率)で評価されることから、洪水防御計画規模と治水安全度は、評価の手法が異なり、必ずしも同じにはならない。結果的に、洪水防御計画規模は降雨量の発生度合いを、治水安全度は洪水の発生度合いを示すことになってしまう。したがって、年超過確率の両者に著しい差異が生じる場合には、検討をする必要がある。このように降雨量のみを用いて流量を計算する場合は、計算された流量値が異常なものを含む可能性があるため注意が必要であるとされている。

例えば、浅川の基本高水流量 $450\text{m}^3/\text{s}$ は、100 年に 1 回の割合で発生する降雨量をもとに求めた流量群の中で最大となる流量であり、100 年に 1 回の割合で発生する洪水流量とは言えない。一般には、洪水時の流量データをもとに確率処理を行い(流量確率)、100 年に一度の確率で発生する流量を求め、降雨量をもとに求めた流量の妥当性の検証が行われるが、浅川はじめ諮問 9 河川では洪水時の流量データがないため、100 年に一度の確率で発生する流量を求めることが出来ず、妥当性の検証が行われていない。

治水安全度(ちすいあんぜんど)

治水計画を作成する際の、対象となる地域の洪水に対する安全の度合い。

100 年に 1 回程度の確率で発生する流量に耐えられる河川の治水安全度は、1/100 と表現する。

あくまでも洪水の起こりやすさ(洪水のピーク流量の年超過確率)で評価されるものである。

年超過確率(ねんちょうかかくりつ)

各年の水位・流量・降水量の最大値を統計的に処理し、ある値を越える確率のこと。

河川改修計画やダム建設計画を策定する際に、これまでの降雨や出水のデータに基づいて、基準地点の基本高水流量を定め、河川整備計画の基本とするが、その際に確率概念を導入し、100 年に 1 回程度とか、50 年に 1 回程度の確率で発生する流量を用いている。この 100 年に 1 回とか、50 年に 1 回とかいう確率を、年超過確率という。

水文資料(すいもんしりょう)

降水量、河川の水位、河川の流量等を定常的・継続的に観測し、得られたデータのこと。河川事業の根幹となる基礎資料となることから、長期にわたりの確に収集し、蓄積することが大事である。

なお、適切な位置で観測を行う必要があることは言うまでもない。

低水流量観測とは、常時の流量を観測するものであるが、高水流量観測とは、洪水時に現場で水の流れの速さ(流速)と河川の断面を測定し、流量を把握することであり、このデータがないと基本高水を算出することは困難である。諮問 9 河川の洪水時の流量データは皆無である。

治水基準点(ちすいきじゅんてん)

洪水を防ぐための計画を作成するときに代表となる地点のこと。この地点で基本高水流量や計画高水流量を定め、その河川の治水計画が作成される。

なお、河川砂防技術基準等には「計画基準点」とあり、「治水基準点」という記述は出てこない。基準点には「利水基準点」、「環境基準点」等があり、それらと同様に治水計画のための「計画基準点」を、この提言書では「治水基準点」と呼んでいる。

浅川の $450\text{m}^3/\text{s}$ 、砥川の $280\text{m}^3/\text{s}$ というのは、それぞれの河川の治水基準点における基本高水流量のことであり、上流から下流までの、全てで $450\text{m}^3/\text{s}$ 、 $280\text{m}^3/\text{s}$ というわけではない。

流出解析(りゅうしゅつかいせき)

流域に降った雨の量から、河川へ流れ出す流量を推定する手法のこと。合理式法、単位図法、貯留関数法、タンクモデル等多数の流出解析手法がある。なお、諮問 9 河川では貯留関数法が用いられている。

貯留関数法を使用する場合には、洪水流出モデル(計算された時間ごとの流出量をグラフ化したもの)と洪水時に現地で測定したハイドログラフが一致するように貯留関数法の定数を決める必要があるため、洪水時の流量観測が実施されていることが前提となる。

貯留関数法(ちりゅうかんすうほう)

流出解析の一手法。降った雨が河川に流出するまでの過程において、一旦流域に貯留された後に、しばらくしてから流出するという概念を用いている。流域に貯留される量と流出量との間に、一義的な関数関係を仮定して、降雨量から流出量を求める方法で、解析の手順は概ね次のとおりである。

支川や地形を考慮して流域を分割する。

分割された各流域ごとに定数を設定する。

定数のうち重要なものとして、一次流出率(f_1)と飽和雨量(R_{sa})がある。

・一次流出率：降った雨の一部は表面流として流出するが、一部は樹冠遮断や土壌浸透する。流域に降った雨がどのくらい流出してくるかは、流域の状況によって違ってくる。この地面が飽和状態になるまでに降った雨の何%が河川に流出するかを示すものが一次流出率である。

・飽和雨量：雨がそれ以上しみこまなくなり地面が飽和するまでの、雨が降り始めてからの累積された雨量。

定数をもとに関数に当てはめて流出解析する。

定数を検証する。

過去に起こった洪水の実績データから、その流出解析の計算結果と実測流量を比較する。計算値と実測値が大きく違う場合は、再度定数の設定をやり直し、計算値と実測値がほぼ合うまで計算し、定数を決定する。

洪水(こうずい)

台風や前線によって流域に大雨が降った場合、その水は河道に集まり、川を流れる水の量が急激に増大する。このような現象を洪水という。一般には川から水があふれ、氾濫(はんらん)することを洪水と呼ぶが、河川管理上は氾濫を伴わなくても洪水と呼ぶ。なお、河川砂防技術基準(調査編)では、洪水とはその河川で観測された既往10年間の毎日の流量又は水位のうち、第100位以上に該当する状態とされている。

超過洪水(ちょうかこうずい)

計画の規模を上回る洪水のこと。異常気象などによって近年各地で頻発している。

計画高水流量(けいかくたかみずりゅうりょう)

流域に降った計画規模の降雨がダムや遊水地などの人工的な施設で洪水調節された後に河川を流れる流量のことで、この流量により河川の改修断面(川幅や深さ)が決定される。

治水計画の策定は、基本高水流量を算出し、その基本高水流量を各種洪水調節施設と河川で受け持つ流量(計画高水流量)を合理的に配分することからスタートする。

なお、各種洪水調節施設がなくても河川だけで基本高水流量を受け持てる場合は、基本高水流量が計画高水流量となる。

全ての河川には「基本高水流量」や「計画高水流量」は存在する。しかし、これらの流量は治水計画が立案されないと計算されない。

計画高水位(けいかくこうすい)

計画高水位は、計画高水流量が河川改修後の河道断面(計画断面)を流下するときの水位をいう。

比流量(ひりゅうりょう)

河川で、ある地点の流量を、その地点までの流域面積で割ったものを比流量という。この値は流域の地形、地質及び降水の貯留能力によって左右される。そこである河川の流量を求めたい場合、類似の流域の河川の比流量が分かると、流域面積をかければおよそその流量を求めることができる。

比流量($\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$)=流量(m^3/s)÷流域面積(km^2)。1平方キロ当たりの流量となる。

なお、雨や雪、雪解け水が、地表や地下を通過して、そのひとつの河川に流れ込んでいる全地域(範囲)を流域と呼ぶ(集水域とも呼ぶ)。また、この範囲の面積を流域面積と呼ぶ。

内水(ないすい)

堤防等によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側(堤内地)にたまった水のこと。(堤防に対し、住居のある側が内側になる。) 外水

なお、堤防等によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側を堤内地、堤防に挟まれて水が流れている側を堤外地と呼ぶ。

内水氾濫(ないすいはんらん)

雨等による増水で本川の水位が上昇することによって、中小河川(支川)の水が本川に流れ込みにくくなるのが原因となり、支川や水路の水が溢れて、周辺の住宅地や農地が水に浸る現象のこと。

浅川の主な水害の原因は、千曲川の水位が上昇し、浅川と千曲川の合流点の樋門(水門)が閉められることによって生じる「内水氾濫」である。

外水(がいですい)

河川の流水そのもののこと。

外水氾濫(がいですいはんらん)

洪水により河川本川の破堤や越水のために、堤防等によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側(堤内地)に氾濫すること。

外水氾濫は内水氾濫に比べ破壊のエネルギーが大きいため、外水氾濫が発生した場合の被害は甚大なものとなる。

河川法第 16 条(かせんほうだいじゅうろくじょう)

「河川環境の整備と保全」と「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」を盛り込むために、平成 9 年に改正された河川法の中で「河川整備基本方針」と「河川整備計画」に関する条文のこと。

(河川整備基本方針)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。

2 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土総合開発計画及び環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、

地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

高水協議会 会員名簿

会員番号	氏 名	流 域 協 議 会 名
1	こまつ よしと 小 松 好 人	浅川流域協議会
2	おさわ ひとし 小 沢 均	砥川流域協議会
3	うちやま たくろう 内 山 卓 郎	浅川流域協議会
4	おおにし けんすけ 大 西 健 介	上川流域協議会
5	の ほん しげみ 野 原 繁 美	薄川流域協議会
6	ましま なおき 馬 島 直 樹	角間川流域協議会
7	とき たながとき 常 田 長 時	薄川流域協議会
8	しみず かおる 清 水 馨	上川流域協議会
9	ごみ はる と 五 味 春 人	砥川流域協議会
10	さ ほん かおる 佐 原 香	砥川流域協議会
11	なか ぎわ いさみ 中 沢 勇	浅川流域協議会
12	こばやし みねかず 小 林 峰 一	上川流域協議会
13	みや しか まさひこ 宮 坂 正 彦	砥川流域協議会
14	しお ほん しゅん 塩 原 俊	上川流域協議会
15	はな おか け さ お 花 岡 今 朝 男	砥川流域協議会
16	やま ぎし かき わ 山 岸 堅 磐	浅川流域協議会
17	た くち やす お 田 口 康 夫	薄川流域協議会
20	たけ た けい こ 武 田 けい 子	浅川流域協議会

会員数18名

会員番号は受付順となっています

洪水確率ワーキンググループ 会員名簿

会員番号	氏 名	流 域 協 議 会 名
1	こまつ 好と人	浅川流域協議会
3	うちやま たくろう 卓郎	浅川流域協議会
4	おおにし けんすけ 健介	上川流域協議会
5	の 野 ばら しのぶ 繁美	薄川流域協議会
14	しお ばら しのぶ 俊	上川流域協議会
17	た ぐち やすお 田口 康夫	薄川流域協議会

参加会員数 6名

中間報告起草ワーキンググループ 会員名簿

会員番号	氏 名	流 域 協 議 会 名
2	お ぎわ ひとし 小沢 均	砥川流域協議会
3	うちやま たくろう 卓郎	浅川流域協議会
14	しお ばら しのぶ 俊	上川流域協議会
17	た ぐち やすお 田口 康夫	薄川流域協議会

参加会員数 4名

起草ワーキンググループ 会員名簿

会員番号	氏 名	流 域 協 議 会 名
3	うちやま たくろう 卓郎	浅川流域協議会
8	し しみず かおる 清水 馨	上川流域協議会
11	なか ぎわ いさみ 中沢 勇	浅川流域協議会
14	しお ばら しのぶ 俊	上川流域協議会
17	た ぐち やすお 田口 康夫	薄川流域協議会

参加会員数 5名

高水協議会及びワーキンググループの開催状況

第1回高水協議会

日時 平成17年(2005年)9月13日(火) 午後1:30~午後4:00

場所 サンパルテ山王(長野市)

会員の互選により、塩原俊会員(上川流域協議会)を座長に、田口康夫会員(薄川流域協議会)と武田けい子会員(浅川流域協議会)を座長代理に選出

講演

- ・演題 「基本高水をどう捉えるか」- 検討委員会の議論を振りかえって -
- ・講師 信州大学名誉教授 宮地良彦氏(元長野県治水・利水ダム等検討委員会委員長)

第2回高水協議会

日時 10月16日(日) 午前10:00~午後4:00

場所 あがたの森公民館(松本市)

会員からの意見発表

第3回高水協議会

日時 11月17日(木) 午後1:00~午後4:15

場所 あがたの森公民館(松本市)

会員からの意見発表

第4回高水協議会

日時 12月7日(水) 午後1:00~午後4:00

場所 県庁会議室(長野市)

第5回県治水・利水対策推進本部(17年11月22日)で決定した「浅川・薄川の河川整備計画に関する基本的な考え方」について、会員からの要望を受け、事務局より説明
意見発表をもとに論点を整理した資料に基づき議論

第5回高水協議会

日時 平成18年(2006年)2月5日(日) 午後1:30~午後4:30

場所 あがたの森公民館(松本市)

「高水協議会論点」に対する議論

第6回高水協議会

日時 3月24日(金) 午後2:00~午後5:00

場所 県庁会議室(長野市)

高水協議会論点~今までの手法への問題提起~「観測」について審議

高水協議会論点~今までの手法への問題提起について、7月を目標に取りまとめ、中間報告を行うこととした

高水協議会論点「洪水確率」については、ワーキンググループを設置し、検討を行うこととした

(注)資料「洪水確率ワーキンググループ会員名簿」

第1回洪水確率ワーキンググループ

日時 4月23日(日) 午前10:00~午前11:45

場所 あがたの森文化会館(松本市)

ワーキンググループの運営方法の決定

高水協議会での洪水確率の論点に関して、共通点や相違点を議論

第7回高水協議会

日時 4月23日(日) 午後1:00~午後4:40

場所 あがたの森公民館(松本市)

高水協議会論点~今までの手法への問題提起~「観測」「流出解析」について審議

第2回洪水確率ワーキンググループ

日時 5月15日(月) 午前10:35~午後3:30

場所 松本合同庁舎会議室(松本市)

アドバイザーとの意見交換

・アドバイザー 総合地球環境学研究所 上級研究員 大西健夫氏

・アドバイザーから現行の貯留関数法と洪水確率処理、基本高水の算定手順等の説明を受け、その後会員との意見交換を行った

第3回洪水確率ワーキンググループ

日時 5月21日(月) 午前9:30~午前11:30

場所 松本合同庁舎講堂(松本市)

前回(第2回)行ったアドバイザーとの意見交換を踏まえた上での、問題点の整理と中間報告に向けた取りまとめの方法について議論

第8回高水協議会

日時 5月21日(日) 午後1:00~午後4:30

場所 松本合同庁舎講堂(松本市)

高水協議会論点~今までの手法への問題提起~「観測」「流出解析」について審議

中間報告書の起草ワーキンググループを設置し、素案の作成を行うこととした

(注)資料「中間報告起草ワーキンググループ会員名簿」

第1回中間報告起草ワーキンググループ

日時 6月14日(水) 午前10:00~午後0:15

場所 県庁会議室(長野市)

第4回洪水確率ワーキンググループ

日時 6月14日(水) 午後1:00~午後4:00

場所 県庁会議室(長野市)

「洪水確率」について議論

第2回中間報告起草ワーキンググループ

日時 6月27日(火) 午前10:30~午後3:15

場所 県庁会議室(長野市)

第3回中間報告起草ワーキンググループ

日時 7月9日(日) 午前10:00~午後0:20

場所 あがたの森公民館(松本市)

第9回高水協議会(7月9日)

日時 7月9日(日) 午後1:00~午後4:30

場所 あがたの森公民館(松本市)

中間報告書(案)について審議

第4回中間報告起草ワーキンググループ

日時 7月14日(金) 午後1:00~午後4:00

場所 あがたの森公民館(松本市)

第5回中間報告起草ワーキンググループ

日時 7月24日(月) 午前10:00~午後3:00

場所 松本市第二地区公民館(松本市)

第10回高水協議会

日時 7月27日(木) 午前10:30~午後3:15

場所 長野県土地改良会館(長野市)

中間報告書(案)について審議

第11回高水協議会

日時 8月20日(日) 午前10:30~午後4:00

場所 あがたの森公民館(松本市)

中間報告書(案)について審議

第12回高水協議会

日時 8月25日(金) 午前10:45~午前11:00

場所 知事室

知事へ中間報告書を提出

日時 8月25日(金) 午後1:00~午後3:40

場所 県庁会議室(長野市)

中間報告書説明会

第13回高水協議会

日時 9月3日(日) 午後1:00~午後4:00

場所 あがたの森公民館(松本市)

平成18年7月豪雨の状況について審議

第14回高水協議会

日時 10月22日(日) 午後1:00~午後4:00

場所 あがたの森公民館(松本市)

今後の検討事項、河川砂防技術基準について審議

第15回高水協議会

日時 11月12日(日) 午前10:30~午後4:00

場所 あがたの森公民館(松本市)

河川砂防技術基準について審議

最終報告書の起草ワーキンググループを設置し、素案の作成を行うこととした

(注)資料「起草ワーキンググループ会員名簿」

第5回洪水確率ワーキンググループ

日時 11月30日(木) 午前10:00~12:00

場所 県庁会議室(長野市)

第1回起草ワーキンググループ

日時 11月30日(木) 午後1:30~午後4:00

場所 県庁会議室(長野市)

第2回起草ワーキンググループ

日時 12月17日(日) 午前10:00~午後4:00

場所 あがたの森公民館(松本市)

第3回起草ワーキンググループ

日時 12月26日(火) 午前9:40~12:00

場所 県庁会議室(長野市)

第16回高水協議会

日時 平成19年(2007年)1月14日(日) 午前10:00~午後4:00

場所 あがたの森公民館(松本市)

最終報告書(案)について審議

第17回高水協議会

日時 1月26日(金) 午前10:00~午後4:00

場所 あがたの森公民館(松本市)

最終報告書(案)について審議

第18回高水協議会

日時 2月7日(水) 午前10:30~午後4:00

場所 県庁会議室(長野市)

最終報告書(案)について審議

第19回高水協議会

日時 2月25日(日) 午後1:00~午後4:15

場所 あがたの森公民館(松本市)

最終報告書(案)について審議

高水協議会設置の経緯

1 流域協議会からの提言

複数の流域協議会から「基本高水の再検証等へ流域住民が参加すること」が提言された
提言した流域協議会（提言書提出日）

- ・ 砥川流域協議会（平成15年(2003年)1月6日）
- ・ 上川流域協議会（平成16年(2004年)3月25日）
- ・ 薄川流域協議会（平成17年(2005年)2月9日）

2 砥川の治水対策に関する説明会（平成16年(2004年)7月14日）

- ・ 基本高水の再検証については、随時情報を公開し、流域住民の意見を反映できる中間検討会などの場を設けて欲しい。（住民意見）
- ・ 流量調査等のデータは全て公開し、基本高水については住民の皆様とオープンな場で議論をする場所を設けたい。（青山出納長回答）

3 流域協議会会員からの要望（平成16年(2004年)8月～平成17年(2005年)4月）

流域協議会会員から「基本高水について議論の場の設置」を要望された。

4 流域協議会座長意見交換会（平成17年(2005年)2月7日）

- ・ 「基本高水検討の扱いについては流域協議会座長の意見を聞くこと」との提案

5 「脱ダムネットワーク」による知事への申し入れ（4月28日）

- ・ 基本高水再検証の場の設置を約束（田中知事）

6 流域協議会座長意見交換会（6月15日）

設立素案の検討(出された意見)

- ・ 基本高水の出し方、手法を研究・検討する
- ・ 流域協議会の会員を基本とし、高水の議論を行いたい人が参加する
- ・ 各流域協議会からの参加をイメージしているが、応募がなければ参加者がいない流域協議会があってもよい
- ・ 名称については、流域協議会と繋がりを持たせるため、「高水協議会」とする
- ・ 会員の任期は2年とする
- ・ 進行役は会員からの互選とする

7 「高水協議会」の要綱、要領等の制定（7月15日）

高水協議会会員の募集

- ・ 9河川の流域協議会の会員から募集
- ・ 募集期間 7月27日から8月10日まで募集
- ・ 応募者数 39名から応募

応募者からの意見書をもとに選考した結果、8月23日に20名を決定(その後2名退会により18名)

高水協議会設置要綱

(設置)

第1 長野県河川流域協議会の共通した課題である基本高水流量について検討を行うため、高水協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項等)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項の検討等を行う。

- (1) 基本高水流量について多様な視点からの検討及び研究
- (2) 雨量、洪水情報等の共有
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 長野県河川流域協議会の会員で別に定める募集により選考した者(以下「会員」という。)
 - (2) 関係行政機関の職員
- 2 前項に掲げる者のほか、学識経験者等の中からアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4 会員の任期は、2年とする。

(座長及び座長代理)

第5 協議会に座長及び座長代理を置き、会員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理する。なお、座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。

(協議会の開催)

第6 協議会は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 協議会は、原則として公開とする。

(事務局)

第7 協議会の事務局は、土木部土木政策課に置く。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

高水協議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、高水協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第8の規定により必要な事項を定めるものとする。

(会員の募集)

第2 会員の募集は、高水協議会会員募集要項による。

(会員の報酬等)

第3 会員の報酬は、無報酬とする。旅費は支給しないものとする。

(関係行政機関の職員)

第4 要綱第3に定める関係行政機関の職員は、協議会が必要とする行政機関の職員及び土木部土木政策課技術幹をもって充てる。

(アドバイザーの報酬等)

第5 要綱第3第2項に定めるアドバイザーの報酬及び旅費は、県の審議会委員の報酬及び旅費に準じて支給する。

(関係行政機関の連携)

第6 要綱第2に掲げる事項の検討等を行うため、関係行政機関は相互に連携して、協議会の運営をサポートする。

附 則

この要領は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。